

自立支援協議会について

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

(自立支援)協議会とは

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

(協議会の設置)

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

⇒地域の中で把握されたニーズや課題について、地域全体で検討し、改善・解決していくための協議の場

協議会と障がい福祉計画

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村障害福祉計画)を定めるものとする。

9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(都道府県障害福祉計画)を定めるものとする。

8 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

協議会の機能

情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・議題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業の評価
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

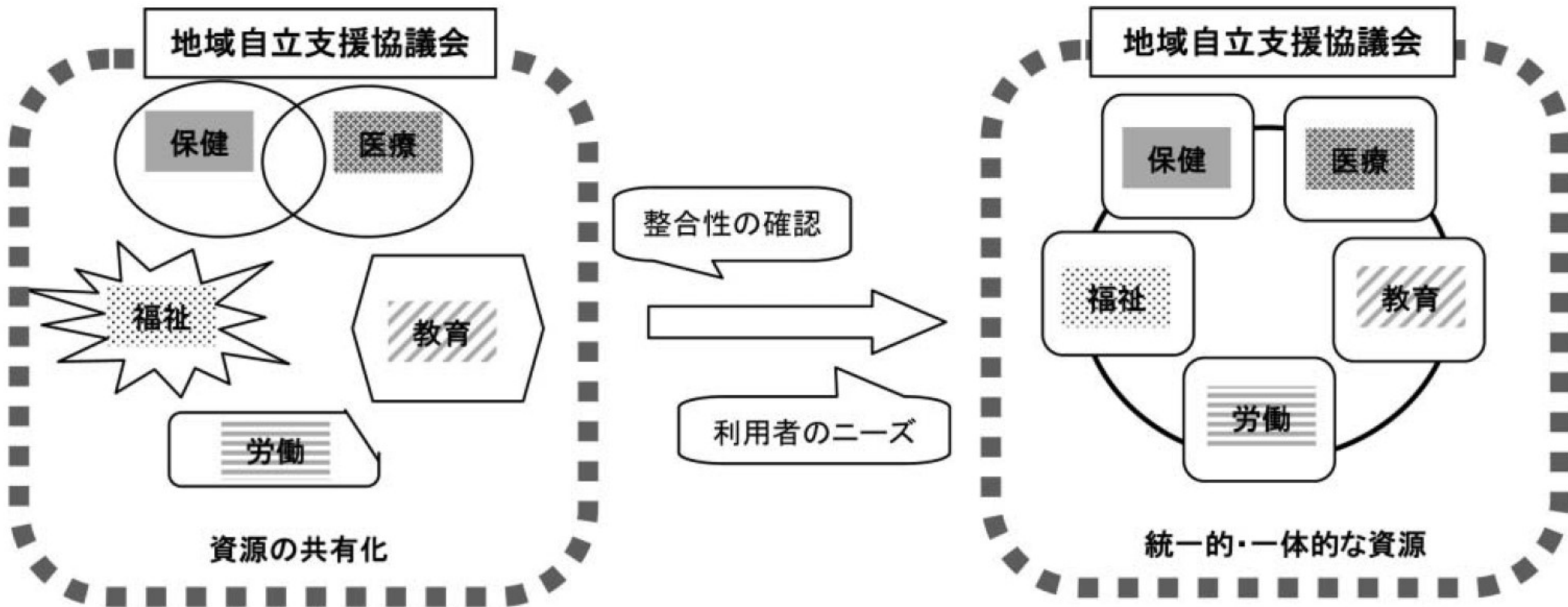
情報機能がなぜ重要か

- ・利用者ニーズ中心の地域福祉を構築するには、**ニーズに基づく地域課題の共有**が大前提
- ・地域には、見えていない(潜在化した)ニーズが存在
- ・ニーズが潜在化したままでは対応が困難であるため、**顕在化(見える化)**させることが必要
- ・顕在化したニーズへの柔軟な対応が必要
- ・情報が偏っていたり、一部の機関だけが情報を持っていたりすると、十分な協議が行えない。

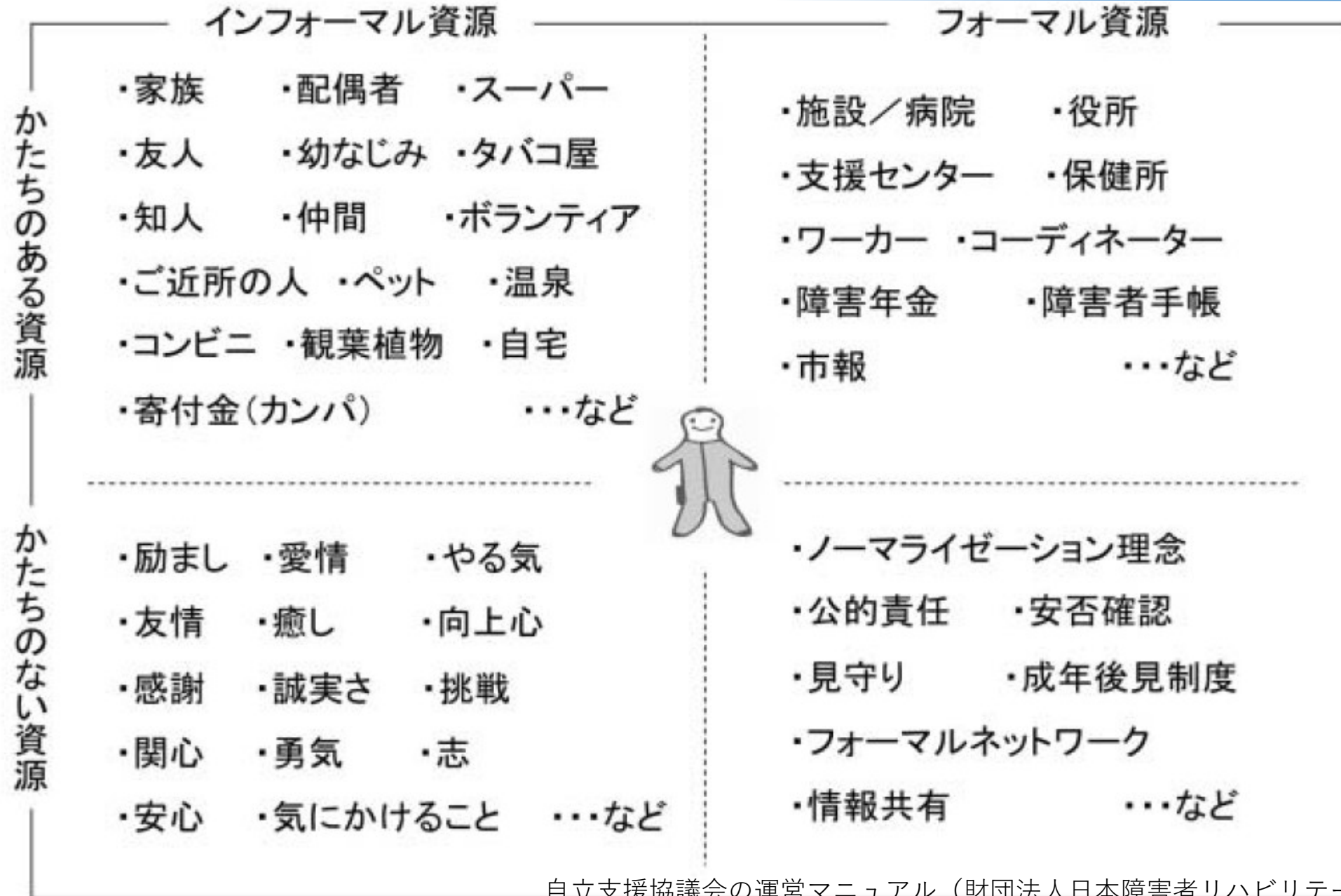


協議会では、**同じ情報**を持ち合わせて**同じ土俵**で協議することが重要

調整機能として求められる内容



社会資源の4領域



権利擁護機能

障がいの有無にかかわらず、差別や区別をされることなく、決して孤立することなく、その人らしく生活することのできる地域やその仕組みを作るために必要な問題や課題について協議



- ①利用者が相談を総合的に受けることができ、迅速に適切なサービス利用につながる支援が得られること
- ②行政、関係機関、地域住民同士が一体となって、利用者やその家族がニーズに即した支援が迅速・適切に受けられるようなネットワークを形成すること

これらを実現するために必要な協議をする場であり、利用者だけでなく地域住民全体の生活者としての権利を擁護する機能

評価機能

- ・個々の支援における活動経過や成果に関する情報から見える利用者の実態
- ・その地域におけるサービス状況
- ・その地域における資源や制度の実態

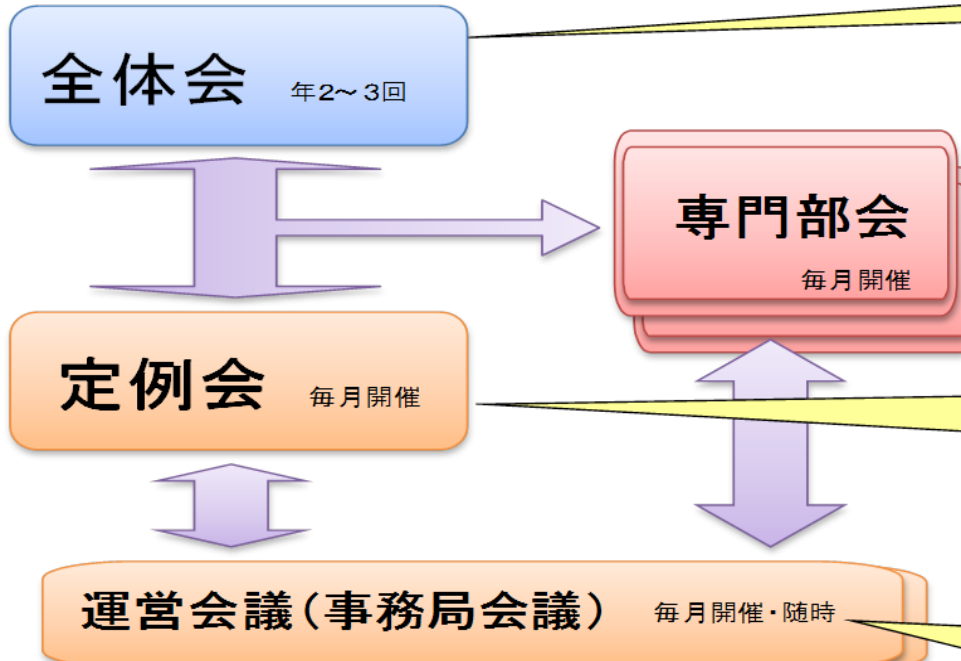


- ①ミクロ: 個々の支援に関する過程
- ②メゾ: 地域の機関、施設、集団等に関する評価
- ③マクロ: 市町村、都道府県、国レベルの行政や法制度に関する評価

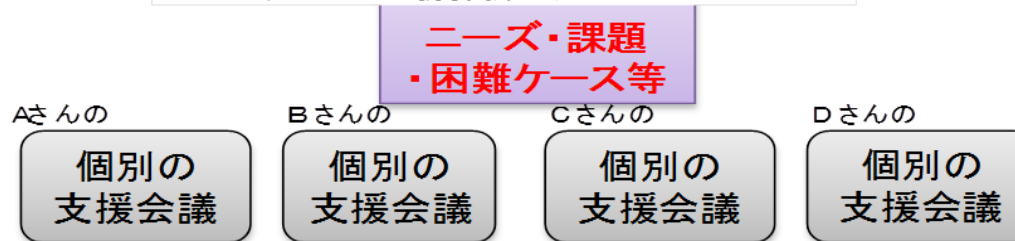
協議会の例とポイント

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ



一般的な協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

岩手県障がい者自立支援協議会

親会（全体会）

地域移行・
相談支援部会

施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域移行の推進・地域への定着支援

就労部会

障がい者の就労支援のための具体的方策の検討

療育部会

県内どの地域でも、障がい児のニーズに応じた質の高い療育が受けられるよう、各地域の関係機関が連携した地域療育体制の充実

特定の課題について協議、検討するために
専門部会を設置

市町村自立支援協議会

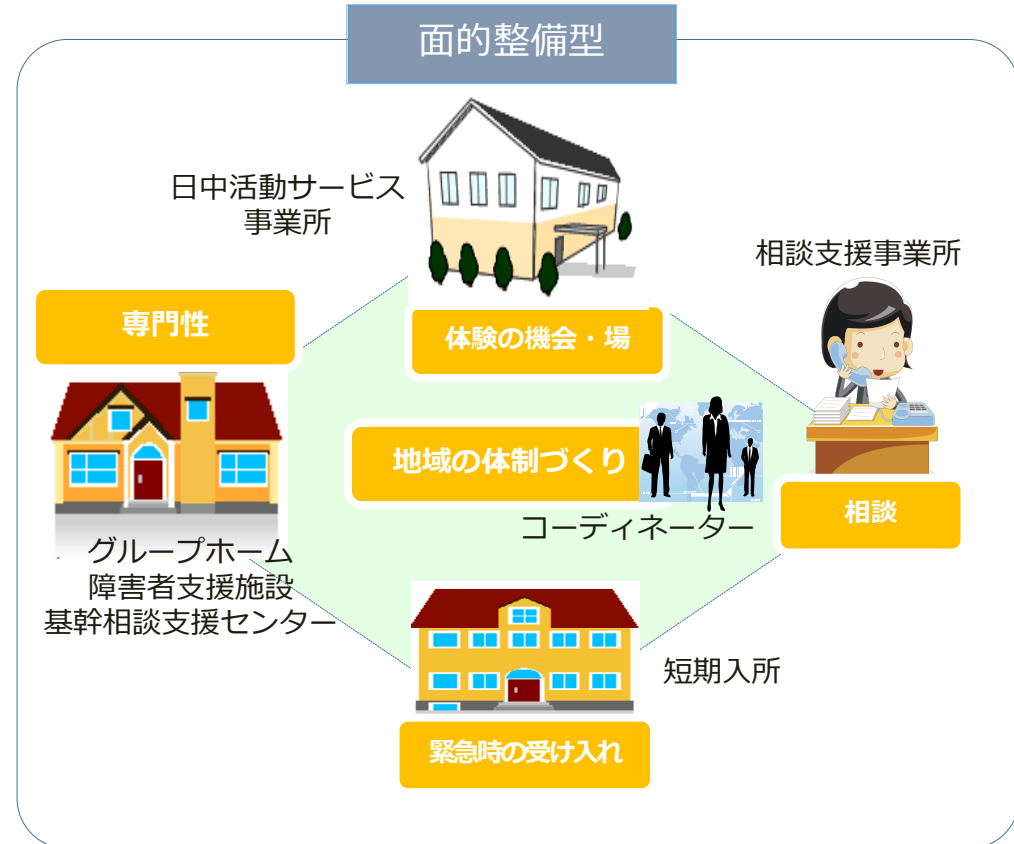
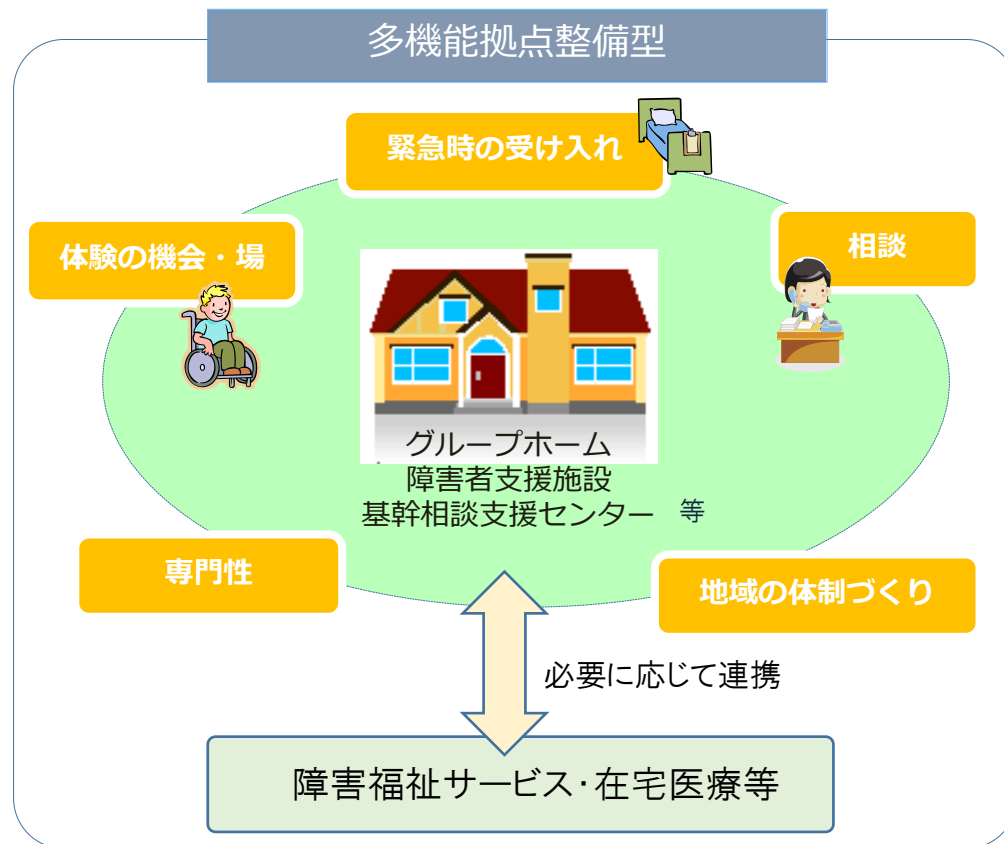
圏域	市町村名	形態	部会等	圏域	市町村名	形態	部会等
盛岡	8市町	共同	就労支援、地域移行、退院支援、相談支援、こども支援	岩手中部	西和賀町	単独	地域生活支援、子ども支援
	盛岡市	単独	相談支援、子ども発達支援、障がい福祉サービス事業所	胆江	奥州市	単独	療育、地域生活支援、就労、事業者、医療的ケア児等支援
	八幡平市	単独	—		金ヶ崎町	単独	療育・発達支援、地域生活支援、就労支援
	滝沢市	単独	相談支援、就労支援、こども支援、地域生活支援拠点検討ワーキンググループ	両磐	2市町	共同	くらし、こども、しごと
	雫石町	単独	地域福祉、高齢者、障がい者、子ども	気仙	3市町	共同	就労、相談、児童、地域移行
	紫波町	単独	地域生活支援、こども支援	釜石	2市町	共同	子ども支援、就労支援、地域づくり、サービス構築
	矢巾町	単独	作業部会				
岩手中部	花巻市	単独	情報、相談支援、本人活動、就労、子ども支援	宮古	4市町村	共同	生活支援、権利擁護、精神保健、発達支援
	北上市	単独	就労支援、子ども支援、事業所、くらし支援 ※2会議	久慈	4市町村	共同	療育、生活支援、就労支援
	遠野市	単独	地域支援、就労支援、子ども支援	二戸	4市町村	共同	幼少期支援、青年期支援、地域生活、就労・日中活動、相談支援

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



必要な機能等

拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、**GHや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」**、また、**地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」**等、地域の実情に応じた整備を行う。（例：「多機能拠点整備型」+「面的整備型」）

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

そもそも、何故「地域生活支援拠点」が必要なのか？

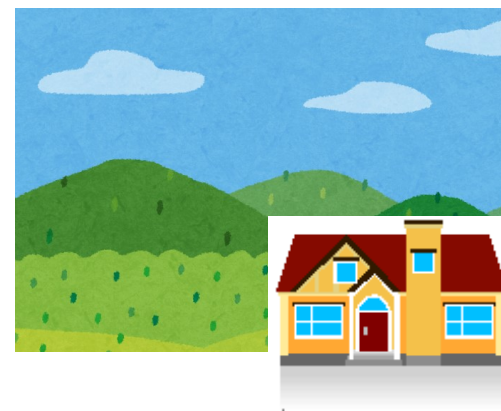
24時間365日、安心できる場所で暮らしたい → 施設入所

- ・重度障害のある人
- ・行動障害のある人
- ・突発的な対応が必要な方

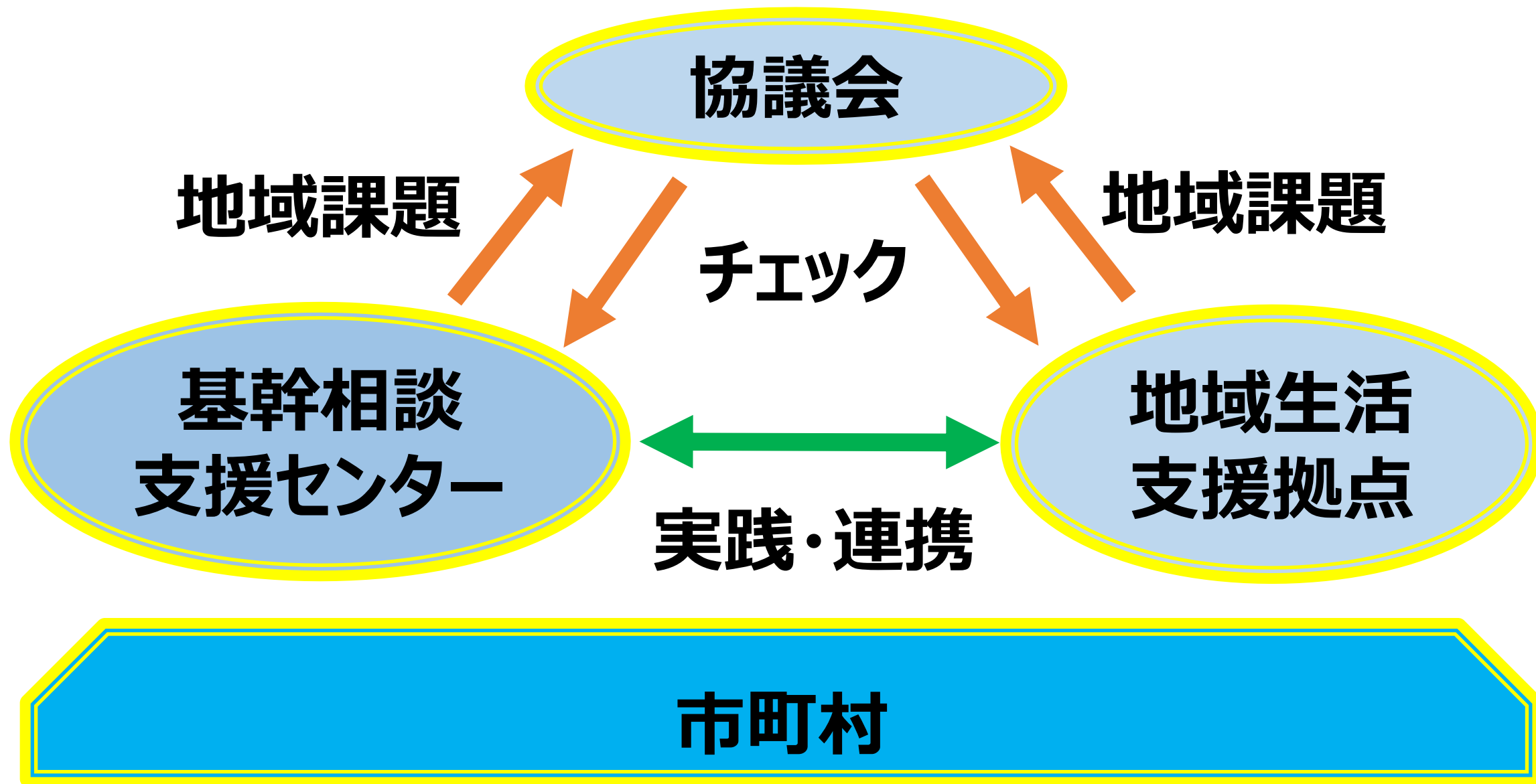
選択肢は、施設入所しかないのか？

地域で暮らし続けるためには何が必要なのか？

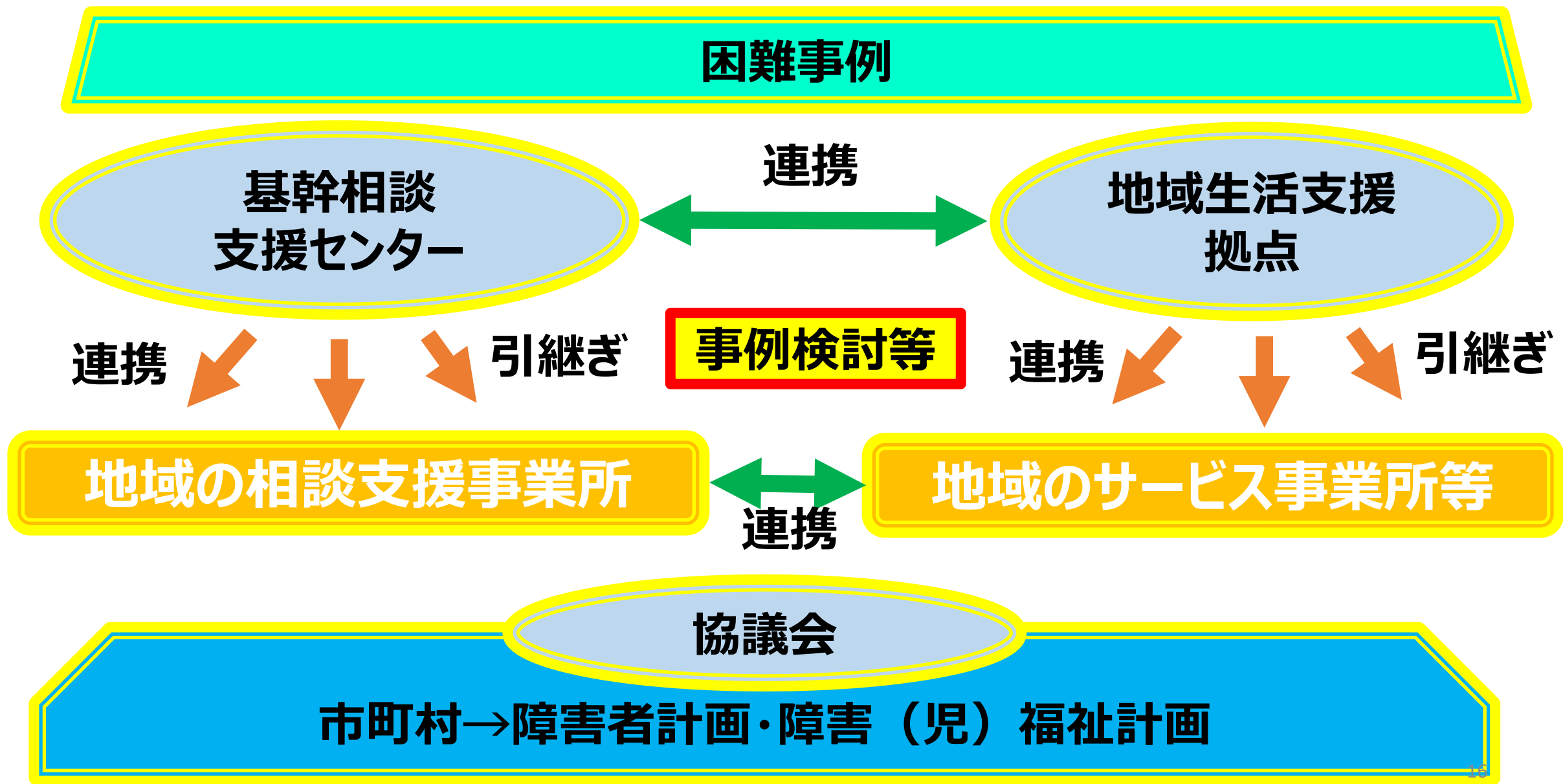
→・・・5つの機能が必要



協議会・基幹・拠点の関係

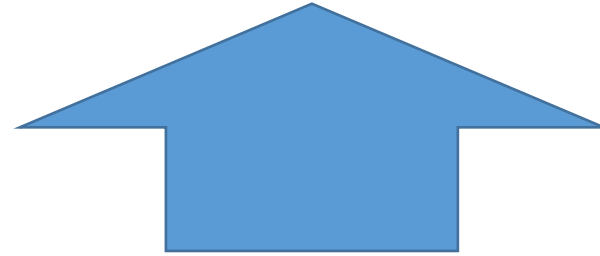


協議会・基幹・拠点・事業所の関係



地域共生社会の実現に向けて

一丸となって、地域の障がい児者を支える



市町村

協議会

基幹相談
支援センター

地域生活
支援拠点

相談支援
事業所

サービス
事業所

民生
委員

社会福祉協議
会